

徳島県教育会の義太夫に関する教育思想

— 『義太夫調査書』(1913)を中心に—

川 北 雅 子*

(平成22年6月18日受付, 平成22年12月3日受理)

The Tokushimaken-kyouikukai's Thoughts of Gidayuu : Centering on the “*Gidayuu-Chousasho*.” (1913)

KAWAKITA Masako *

The purpose of this study was to make public the thoughts of the Tokushimaken-Kyouikukai which had regard the Gidayuu as single teaching material for the social education during the days that the “*Gidayuu-Chousasho*” was created. The Tokushimaken-Kyouikukai drew up three kinds of “*Gidayuu-Chousasho*” in the second year of Taisho era, and introduced their thoughts on education to Tokushima Prefecture on April 1st and 30th, and nationally on July 22nd. Interpreted from the three “*Gidayuu-Chousasho*” was the hope of the Tokushimaken-Kyouikukai that as the dignity of the Gidayuu rose that it would become a national pastime. The Tokushimaken-Kyouikukai published these three “*Gidayuu-Chousasho*” with a single proposal to the country to make improvements to social education.

Key Words : Tokushimaken-kyouikukai, thoughts, the “*Gidayuu-Chousasho*” , social education

はじめに

義太夫^(註1)を教育の観点から吟味した史料として、大正2年(1913)に徳島県教育会^(註2)(以下、県教育会と記す)が作成した『義太夫調査書』^(註3)(以下、調査書と記す)があげられる。

この調査書に関する文献として、『阿波の人形芝居』⁽¹⁾や『吉永孝雄の私説昭和の文楽』⁽²⁾などがあり、これらの書においてこの調査書のことが紹介されている。また、この調査書本体が、平成19年(2007)10月23日から平成20年(2008)年1月20日まで、徳島県立文書館の特別企画展「阿波人形浄瑠璃～興行のにぎわい～」で展示されていた。このように世に知られた書であるが、この調査書は一種類ではなく三種類あるということを、筆者は平成21年(2009)1月に徳島県立図書館での閲覧を通して発見した。

これらの調査書には、約100年前の徳島の著名な教育者の教育思想が盛り込まれていることから当時の社会教育の思想を探ることが可能となり、ここから今日の学校教育における教材としての義太夫の可能性を探求していく上で有益な示唆を得ることができるようと思われる。

この調査書に関する先行研究として、大和武生と勝岡ゆかりがある。大和は、『義太夫調査書』は芸能として

の完成度や面白さではなく、物語の内容や言葉を社会教育に利用するために行われたのであった⁽³⁾と指摘している。勝岡は、平成21年(2009)10月4日の日本音楽教育学会の広島大会で、「義太夫節の教育的意義についての歴史的研究～『義太夫調査書』の調査から～」という題目で口頭発表している^(註4)。大会要旨集には、「本発表の目的は、大正四年に徳島県教育委員会が編纂した『義太夫調査書』の調査から、明治・大正期に義太夫節の教育的意義がどのように認識されていたか、その一端を明らかにすることである」⁽⁴⁾と記されている。つまり、氏の研究は、明治・大正期における義太夫の教育的意義を全国的な視野から捉え、その一端として県教育会の動向に着目し、『義太夫調査書』の検討を加えている。それに対して、本研究は、地域の音楽文化としての阿波人形浄瑠璃に着目し、その教育的価値の検討や教材化の可能性の検討を試みている。したがって、氏がふれていない県教育会の著作物や徳島県の人形師達の著作物を吟味しながら、『義太夫調査書』が発行された当時の徳島県の社会的、文化的状況を時代背景として明らかにしながら県教育会の義太夫に関する教育思想を検討しているところに本研究の独創性がある。

以上のような見地から、本論文では、これらの先行研

* 兵庫教育大学大学院連合学校教育学専攻科学生 (Doctoral program student of the Joint Graduate School in Science of School Education. Hyogo University of Teacher Education)

究を踏まえながら『義太夫調査書』が作成された当時の徳島県の社会背景に着目し、義太夫を民衆の社会教育の一教材として捉えようとしていた徳島県教育会の思想を明らかにすることを目的とする。

1. 調査書の時代背景

(1) 明治から大正期の徳島県における義太夫の普及

徳島県では、初代阿波藩主蜂須賀が淡路〔現在の淡路島〕の人形座を保護する政策を執ったことに起因して、元禄の頃から阿波城下や別宮川〔現在の吉野川〕流域で淡路の人形座等による小屋掛の興行が行われていた。それに対して、県南部の那賀郡・海部郡・勝浦郡では、春秋に、神社の境内にある舞台〔農村舞台〕で、村人による奉納芸としての人形芝居が行われていた⁽⁵⁾。

明治から大正期の状況について、当時人形師として活躍していた初代天狗久は、以下のように述べている⁽⁶⁾。
(下線は筆者が付した、以下同じ)

いま思ひますと人形芝居は明治十年から二十年がとまりで、それからだんだん下り坂になりました。さようござります。私の三十四十という頃が全盛でござりましたなァ。(p.51)

上記から、徳島県において義太夫が最も盛んであったのは明治10年(1878)から明治20年(1888)であったということが認められる^(註5)。そして、明治20年以後は次第に衰退していったことが、次の記述から推測される⁽⁷⁾。

天狗久が一人前になってから人形浄瑠璃が最盛期に入った。それは明治十年から二十年頃までの十年ほどで、間もなく壮士芝居、浮かれ節(浪曲)、その後に引き続いて流行した壮士芝居の後身である新派劇、その次に活動写真とつぎからつぎへ人形芝居は世の片隅へ忘れ去られてしまった。(p.15)

明治20年(1888)から徐々に義太夫の興行が少なくなっていることが上記に表れている^(註6)。義太夫から壮士芝居へ、さらに浪花節や新派劇へ、そして活動写真へと民衆の関心が移っているということが認められる。

しかしながら、義太夫の興行数が減少していく一方で、演じられている作品は極めて多様であり、作品として優れたものとそうではないものが混在していた。このことに関して神河庚蔵は、次のように述べている⁽⁸⁾。

世は元禄を去ること次第に遠く作者輩出して浄瑠璃本汗牛の多き至りたり玉石混淆読む者聞く者をして選択に苦しむ(p.753)

これは、神河庚蔵が大正4年(1915)に出版した『阿波国最近文明史料』において、当時の義太夫の状況について述べたものであり、ここには当時の義太夫界の特徴が表れている。

以上のように、明治中期から大正初期にかけて義太夫の興行は減少してきたことが明らかにされている。そのような状態の中で、実際に演じられていた作品は優れたものとつまらない物が入り交じって区別がつかないという有様であったといえよう。このような混沌とした状況の中で『義太夫調査書』は作成されたのである。

(2) 県教育会の動向

明治41年(1909)10月13日に「戊申詔書」が喚発され、「局にあたるもの更に一層の奮動を以て民風の改良に努力すべし」⁽⁹⁾ということが為政者や教育者に求められていた。この要請に応じて、県教育会は、日露戦争後の社会や学校の改善を促すために、社会教育改良委員会を設け、矯風事項並実施方法の調査や義太夫の調査を行っている⁽¹⁰⁾。つまり、社会の改良を意図した調査活動の中で、先に述べたような義太夫の混沌とした状況への注意が向けられ調査が行われたということである。

矯風事項並実施方法の調査では、明治38年(1906)5月14日、県教育会総会において、矯風事項の調査が必要であることを認め、理事会の承認を得て同年6月に調査委員会を設けて着手した⁽¹¹⁾。明治40年(1908)5月にこの調査が終了し、矯風事項並実施方法の調査の結果が発表された^(註7)。同年6月15日発行の『徳島縣教育会雑誌』第112号に、調査結果が掲載された⁽¹²⁾。この雑誌の「序言」の部には、「多数ヲ印刷トシ各市役所、同県教育会ハ勿論社寺、市町村役場、警察等ニ配布シ廣ク学校家庭ト相待テ其實行ヲ完フセン計画ナリ」⁽¹³⁾、との記載がある。この矯風事項に関する調査書は、「第一部社会」・「第二部家庭」・「第三部学校」という三つの部から構成されている。学校や家庭が協力して社会および教育の改善を図ることを県教育会が要望して発行したものである。特に、義太夫に関わるものとして、「第六演劇場寄席等に関する事」において、「官庁は脚本の調査を厳にして淫靡不倫なるものを禁じること」⁽¹⁴⁾、という記載がある^(註8)。このような経緯から、義太夫の調査は始められたものと思われる。

また、明治44年(1911)5月には文部大臣のもとに「通俗教育調査委員会」が設置され、全国で通俗教育に関する調査が行われている^(註9)。文部省〔現文部科学省〕が大正5年(1916)発行した『地方通俗教育施設状況』^(註10)には、「徳島縣教育會において義太夫に関し調査するところありたり」⁽¹⁵⁾という記載がある。このことから、通俗教育〔社会教育〕として義太夫に関する調査が行われたということが確認される。

具体的に、明治43年(1910)11月に県教育会は社会教育調査委員会規則を制定し、調査委員長に堀口満貞、常任委員に渡邊千次郎以下8名を義太夫調査委員に任命し、着手している⁽¹⁶⁾。この調査の委員に選ばれたのは、当時の県師範学校や女子師範学校などの校長、県事務次官、県視学官等であった⁽¹⁷⁾。彼らは、10数回調査会を開き、当時徳島や大阪などで語られていた約200の外題[義太夫の題名]について、社会教育の教材として有益か否かの検討を加えて上・中・下・不良の四種類⁽¹¹⁾に分類した⁽¹⁸⁾。その後、彼らは、明治45年6月に徳島市内の義太夫師匠や有職者から意見を聞き、大正2年(1913)3月に脱稿した⁽¹⁹⁾。同年3月20日に徳島日日印刷所(徳島市)で印刷して、同年4月1日に非売品として世に出した⁽¹²⁾。

さらに、同年4月30日に県教育会臨時総会を徳島市で開催し⁽²⁰⁾、中央から招いた陸軍大将上田有澤や文部視学官服部教一らの貴賓、および県教育会会員らの前で調査結果を公表した⁽¹³⁾。

実は、この臨時総会の日に発行された調査書が存するのである⁽¹⁴⁾。この版の奥付には、同年4月23日に一新印刷所(徳島市)で印刷したことや4月30日に非売品として世に出した⁽²¹⁾、ということが記されている。このことから、臨時総会における配布資料としてこの調査書は作成されたのではないかと考えられる。さらに、この版には義太夫調査の旨趣や四つの種に分類された外題の一覧表が掲載されている⁽²²⁾ということによって、県教育会の会員である徳島県内の教員に配布することを目的として、前版よりも頁を少なくして多数発行したのではないかと考えられる。

また、同年7月22日にも調査書が公刊されている⁽²³⁾。この版は同年7月15日に大阪の谷口活版所で印刷して、定価貳拾参銭で販売されている⁽²⁴⁾。このように、大正2年(1913)の4月から7月にかけて、3ヶ月という短期間の間に三種類の調査書が発行されているのである⁽¹⁵⁾。

これらの調査書において、著作兼発行者が「徳島縣教育会」、代表者が「萱生國吉」というのはすべてに共通している⁽²⁵⁾。しかし、先に述べたように印刷された日や場所がそれぞれ異なっている。4月に発行された二つの調査書(以後、4月に発行された2冊を4月版と記す)は徳島県内で、7月版は県外で印刷されている。このことから4月版は配布物として⁽¹⁶⁾、7月版は一般向けの書物として出版された調査書であるように思われる。

さらに、この調査書の発行部数は未詳だが、『徳島縣教育會五十年史』によると、県教育会発行雑誌に関する経費(歳出)は、大正2年(1913)には約993円、その前年と後年の約500円と比べるとかなり増加していることが認められた⁽²⁶⁾。このことから、かなりの部数を発行しているのではないかと推測される。

この調査書が与えた影響として、「義太夫調査書を廣

く有識者に配布し以て其改良を促進するの先駆をつけたり」⁽²⁷⁾および「本調査発表以来第一種第二種の語り物流行し第四種の如きは排斥する物多きに傾きつゝある(後略)」⁽²⁸⁾ことがあげられる⁽¹⁷⁾。加えて、県教育会が大正2年(1913)6月27日に発行した『徳島縣教育會雜誌臨時増刊号(一名義太夫号)』には、猿丸太夫の反論文「天下の物笑ひ愚挙の鑑」や陸軍少将渡邊勝重らの賛同文が掲載されている⁽²⁹⁾。このことから、この調査書は世間に大きな反響を巻き起こしたと考えられる。

以上のように、県教育会は、「戊申詔書」を背景としながら、矯風事項並実施方法の調査や通俗教育の調査によって社会教育の見地から風紀の改善策を検討し、この動向の中で「演劇場寄席等に関すること」の吟味を行うこととなり、これまで徳島県の民衆が最も深く関わっていた義太夫に着目しその好悪に関する調査を行うことになったのである。したがって、これらの調査は、義太夫の専門的な見地からではなく、社会教育の見地からその調査が実施されたことに特徴があるといえることができる。

2. 『義太夫調査書』の構成

三種類の調査書を発行順に取り上げると、先に述べたように、大正2年(1913)4月1日発行の『義太夫調査書』⁽³⁰⁾(以下、4月版aと記す)、同年4月30日発行の『義太夫調査書』⁽³¹⁾(以下、4月版bと記す)、さらに同年7月22日発行の『義太夫調査書』⁽³²⁾(以下、7月版と記す)、となる。

次に、三種類の調査書の構成について述べていく。

4月版aの構成は、以下のようになっている⁽³³⁾。

内表紙	
義太夫調査の旨趣	p.1 ~ p.6
凡例[判断基準]	p.7 ~ p.9
第一種から第四種に区分された作品目録	p.11 ~ p.25
第一種の個々の作品の筋書と所見	p.1 ~ p.68[改頁]
第二種の個々の作品の筋書と所見	p.69 ~ p.133
第三種の個々の作品の所見	p.135 ~ p.146
第四種の総合的所見	p.147
奥付	

4月版aは大きく二つに分けられ、調査の旨趣や凡例および第一種から第四種に分けられた作品の目録を示す部分と、各作品の筋書と所見⁽¹⁸⁾を述べている部分から構成されている。前者は25頁で、後者は147頁であり、合計172頁となっている。

作品目録には、第一種として50種、第二種として48種、第三種として39種、第四種として35種が列記されている。このように、第一種と第二種の作品が全体としては、やや多く紹介されている。

4月版bの構成は、以下のようになっている⁽³⁴⁾。

内表紙	
義太夫調査の旨趣	p.1～p.6
凡例[判断基準]	p.7～p.9
第一種から第四種に区分された作品目録	p.9～p.23
奥付	

この4月版bでは、調査の旨趣と第一種から第四種に分けられた作品の目録から構成されている。全23頁で、三種類の調査書の中では最も薄いものである。

7月版の構成は、以下のようになっている⁽³⁵⁾。

内表紙	
義太夫調査の旨趣	p.1～p.6
凡例[判断基準]	p.7～p.10
第一種から第四種に区分された作品目録	p.11～p.25
第一種の個々の作品の筋書と所見	p.1～p.68[改頁]
第二種の個々の作品の筋書と所見	p.69～p.133
第三種の個々の作品の所見	p.135～p.146
第四種の総合的な所見	p.147
附録	
義太夫調査ノ旨趣	p.1[改頁]
第一 民風作興ト社会教	p.1～p.4
第二 社会教育ト娯楽	p.4～p.7
第三 義太夫ノ普遍的勢力	p.7～p.8
第四 義太夫ノ価値	p.8～p.10
第五 調査ノ内容	p.10～p.12
第六 旨趣ノ實行	p.12
第七 本會の所期	p.12
奥付	

7月版は大きく三つに分けられ、調査の旨趣と第一種から第四種に分けられた作品の目録を示す部分と、各作品の筋書と所見を述べている部分と、附録の部分から構成されている。最初の部分は25頁で、真中の部分は147頁で、最後の部分は12頁であり、合計184頁となっている。

4月版aと比較すると、7月版は12頁増加している。これは、調査書発表時の県教育会総裁の演説内容が附録として記載されたからである。また、7月版では、第一種から第二種の各作品の筋書と所見の部分が改行されている〔形式段落⁽³⁶⁾〕。加えて、所見の部分は筋書の部分よりも三文字下げられており、所見の文字の大きさも筋書の文字よりも小さくなっている⁽³⁷⁾。さらに、7月版には、第一種から第四種に区分された作品目録、筋書や所見など、すべての文章にルビがつけられている⁽³⁸⁾。つまり、一般向けの読み物として配慮が加えられているように思われる。

以上、4月版a、4月版b、7月版、それぞれの調査書の構成は多少異なっているということが確認される。

7月版は4月版よりも読みやすくなっていることから、出版編集の専門家の手が加わったのではないかと考えられる。

また、県教育会発行の『徳島縣教育會雑誌』第168号には、「田所局長曰く、通俗教育の為大賛成である。此の調査を更に再調査して文章に所々訂正を加ふることは、文部省は之に尽力せん⁽³⁹⁾」という記事があることにより、県教育会が調査報告書として明らかにしたものが当時の文部省に評価され、広く全国的にこの報告書を普及させるように促された動きがあったものではないかと思われる。

そうなると、7月版での12頁増加した「附録」は、実は重要な意味を持っていたのではなからうか。三種類の調査書の詳細な比較分析を通して、その意味を明らかにしてみたい。

3. 『義太夫調査書』の内容

(1) 『義太夫調査書』の趣旨と三種類の版について

ここでは、調査書の内容について、4月版aと7月版に注目しながら述べていく。これらの調査書における内容は、以下のようになっている⁽⁴⁰⁾。

「義太夫調査の旨趣」では、「世の為政家、教育家、(中略)大いに之が矯正を圖り、改良に力め、成るべく高尚純潔なる娯楽を選択して社會の要求に応じ、適當なる指導を與ふるは最も緊要の事⁽⁴¹⁾」、と記述されている。ここから、社會の要求に応じて、好ましくない娯楽を矯正して改良を図り、できるだけ高尚純潔な娯楽を選んで民衆に与えることがさし迫って必要なことである、という県教育会の考えを読み取ることができる。さらに、「義太夫が風教上に及ぼす感化の力は善悪俱に大なるものあり⁽⁴²⁾」と、述べられている。ここには、義太夫が民衆に与える影響は大きく社会教育上有益な場合と有害な場合がある、と捉えている県教育会の考えが認められる。

「凡例」では、調査の経過と第一種から第四種の判断基準が明らかにされている。三種類の調査書において、共通する判断基準として、第一種では「社會教育の資料として裨益ありと認めたるもの⁽⁴³⁾」、第二種では「社會教育の資料として第一種に亞ぎ何人をして聴かしむるも、多少の裨益こそあれ、ほとんど害なかるべしと認めたるもの⁽⁴⁴⁾」、第三種では「社會教育の資料としては多少の欠点を含み、裨益するところ少なしと雖も、思慮ある者をして聴かしめは敢て弊害なかるべきも(後略、以下4月版と7月版が異なっているので後述する)⁽⁴⁵⁾」、第四種では「社會教育の資料としては、卑猥残酷等の著しき欠点を有し、弊害少なからずと認めたるもの⁽⁴⁶⁾」、と記述されている^(註19)。

つまり、県教育会が社会教育上有益であるとみなしているものは第一種であり、第二種は第一種に準ずるも

の、第三種は注意を要するもの、第四種は有害なものであると捉えられよう。

第一種から第四種に区分された作品目録では、それぞれの種に属する作品目録を示しており、第一種として50種[作品を指す]、第二種として48種、第三種として39種、第四種として35種を列記している。そして、各種に属している外題[義太夫の題名を指す]や段、および年代、作者名等が記述されている⁽⁴⁷⁾。どのような作品が取り上げられているかを紹介すると、以下ようになる。

第一種には、《菅原伝授手習鑑》〈松王屋敷の段〉や〈寺子屋の段〉、《一谷嫩軍記》〈熊谷陣屋の段〉がある。さらに、《仮名手本忠臣蔵》〈判官切腹の段〉や〈山科隠家の段〉、《伽羅先代萩》〈竹の間の段〉や〈政岡忠義の段〉、《本朝二十四孝》〈桔梗原の段〉や〈景勝下駄の段〉等があげられている⁽⁴⁸⁾。加えて、この種だけに日露戦争を扱った新作、《薫梅忠義魁》〈梅原健三住家の段〉がある⁽⁴⁹⁾。

第二種には、《仮名手本忠臣蔵》〈桃の井館の段〉や〈館平切腹の段〉、《恋女房染分手綱》〈重の井子別れの段〉、《絵本太功記》〈妙心寺の段〉等があげられている⁽⁵⁰⁾。加えて、《傾城阿波の鳴門》〈順礼歌の段〉^(注20)がこの種に属している⁽⁵¹⁾。

第三種には、《絵本太功記》〈尼ヶ崎の段〉、《仮名手本忠臣蔵》〈一力茶屋の段〉や〈殿中の段〉、《一谷嫩軍記》〈流しの枝の段〉等があげられている⁽⁵²⁾。

第四種には、《本朝二十四孝》〈十種香の段〉、《新版歌祭文》〈野崎村の段〉、《傾城恋飛脚》〈新口村の段〉等があげられている⁽⁵³⁾。

ここで注目することは、《仮名手本忠臣蔵》の〈判官切腹の段〉は第一種に属しているが、〈一力茶屋の段〉は第三種に属しているという点である。つまり、同じ外題でも段によって属する種が異なっているということが認められる。また、第一種では、《仮名手本忠臣蔵》などの時代物^(注21)が49種選択されており、世話物は《花雲佐倉曙》の1種である。ということから、県教育会は時代物を社会教育の教材として有益なものとして捉えているように思われる。さらに、第一種に新作の戦記ものが存することから、当時の社会状況に則した外題によって民衆を教化しようという県教育会の思想が窺われる。加えて、当時の社会の要請に基づいて判断された結果、子別れを扱っている《傾城阿波の鳴門》〈順礼歌の段〉は第一種に適しないと判定されたのであろう。

以上は、4月版 a、4月版 b、7月版の三つの調査書に共通して述べられている内容である。そこで以下は、4月版 a と 7月版に記述されている内容の第一種から第四種の各作品について述べていく。

(2) 第一種から第四種に区分された義太夫の内容の吟味

調査書の「第一種」の部では、68頁にわたって県教育会が社会教育の教材として推奨している50種の外題の各筋書と所見が書かれている⁽⁵⁴⁾。

一例をあげると、《菅原伝授手習鑑》〈松王屋敷の段〉では、「松王の誠忠は（中略）、忠孝一本でふ日本道徳の好範なり」⁽⁵⁵⁾、というものである。《一谷嫩軍記》〈熊谷陣屋の段〉では、「わが子を敦盛郷の身替わりとせし苦忠は言わずもがな（後略）」⁽⁵⁶⁾、と記述されている。《近江源氏先陣館》〈盛綱館の段〉にも、「切腹したるは忠孝二つながら全き壮烈の行為」⁽⁵⁷⁾、と記述されている。

この第一種には、「武士道の発露」⁽⁵⁸⁾、「大和魂の発露にあらざるべき」⁽⁵⁹⁾、「義理と人情の衝突する場合武士道のある所義理は人情に克つ」⁽⁶⁰⁾、との記載がある。

ここで注目するのは、第一種には「忠」や「孝」に関する徳目が盛られているという点である^(注22)。つまり、《菅原伝授手習鑑》〈寺子屋の段〉や《一谷嫩軍記》〈熊谷陣屋の段〉などにみられるように、第一種のもは、主君への忠誠に重きが置かれている。加えて、新作の日露戦争を扱ったものには、「忠君愛国」が盛られている⁽⁶¹⁾。したがって、第一種では、忠孝に関わる徳目を県教育会は重視しているといえよう^(注23)。

「第二種」の部では、64頁にわたって、第一種に準じている作品として、48種の外題の各筋書と所見が書かれている⁽⁶²⁾。

一例をあげると、《恋女房染分手綱》〈重の井子別の段〉では、「孝」⁽⁶³⁾や「武士道はもと武士の面目律たること、（中略）軟弱の語句あり」⁽⁶⁴⁾と記述されている。《双喋々曲輪日記》〈引窓の段〉には、「与太平、我が身の大功を捨て（略）孝と義（略）世道の教訓とすべく（略）侠といふべし。（略）花流の事に（後略）」⁽⁶⁵⁾、との記載がある。《仮名手本忠臣蔵》〈勘平切腹〉⁽⁶⁶⁾や《妹背山婦女庭訓》〈柴六内の段〉⁽⁶⁷⁾、《大江山酒吞童子》〈源頼光館〉⁽⁶⁸⁾には、「軟弱」、と記述されている。《壺坂壺験記》〈沢市内の段〉には「卑猥なり」⁽⁶⁹⁾、《祇園祭禮信仰記》〈上煖屋の段〉には「卑劣の行為あり」⁽⁷⁰⁾、と記述されている。

しかし、第二種の中には、《妹背山婦女庭訓》〈柴六内の段〉のように、「誠忠」⁽⁷¹⁾等の武士道の精神が表れているものが見られる。先に述べたように、このような作品にも多少軟弱な語句があるという指摘がされている。《伊賀越道中双六》〈沼津里の段〉にも「猥褻に亘る語句あり」⁽⁷²⁾、という指摘がされている。つまり、こうした多少軟弱な語句を含んでいても、武士道の精神が表れている作品、言い換えると誠忠など「忠」に関する徳目が盛られている作品を、県教育会は社会教育の教材として、多少役に立つものと捉えているように思われる。また、社会教育の資料として、可も不可もないと判定され

ているのは、^{しちふくじんたからのいりふね}《七福神寶入船》〈藝廻しの段〉である⁽⁷³⁾。これは、神様が登場する物語であることによると思われる。

「第三種」の部では、11頁にわたって39種の各外題別に1～4行の所見だけが書かれている⁽⁷⁴⁾。第三種の所見には、「軟弱」・「卑猥」・「猥褻」・「残酷」・「露骨」等の語句が第二種よりも増えている^(注24)。

一例をあげると、^{ごたいへいきしらいしぼなし}《碁太平記白石噺》〈新吉原揚屋の段〉は「露骨過ぎて、青年を誤るものあらんを燿る」⁽⁷⁵⁾というものである。《御所桜堀川夜討》〈弁慶上使の段〉には、「長たらしき艶語は多情の青年子女を挑発する嫌あり」⁽⁷⁶⁾、と記述されている。《天網島時雨炬燵》〈紙屋の段〉には、「全段の結構軟弱なり。殊に『をととしの(中略)云々』の語卑猥なり」⁽⁷⁷⁾、との記載がある。《^{ちかごろかわらのたちびき}近頃河原達引》〈堀川の段〉には、「構成、脚色ともに軟弱なり」⁽⁷⁸⁾、という記述がされている。

ここで注目するのは、《碁太平記白石噺》は時代物であるが、《天網島時雨炬燵》や《近頃河原達引》などは世話物であるという点である。加えて、この種に属している《^{はですがたおんなまいぎぬ}艶姿女舞衣》や《^{こいむすめむかしはちじょう}恋娘昔八丈》なども世話物であるという点である。第三種では「忠」や「孝」などの徳目が減って、より一層「軟弱」・「卑猥」なものが増えていることから、県教育会はあまり社会教育の教材としてこの種の作品はふさわしくないものと判断しているように思われる。

「第四種」の部では、1頁に35種についての総括的な所見のみが書かれている⁽⁷⁹⁾。つまり、第一種や第二種のような作品別に書かれた筋書や所見がない。ここから、第四種の作品は、社会教育の教材として有害であるので、個別的に作品の解説や所見を述べる必要がないと判断した県教育会の考えが窺われる。

しかし、県教育会は、^{ほんちょうにじゅうしこう}《本朝廿四孝》〈十種香の段〉や《新版歌祭文》〈野崎村の段〉などは民衆から好まれており、音楽的にすぐれているという判断をしている⁽⁸⁰⁾。それにもかかわらず排斥しているのは色情に関わる内容、つまり、下流界・廓の世界を描いているからであると考えられる。「風教上よりして之を観るときは、断然排除すべきものなりと信ず。かゝる類の語り物に恋々たるは、(中略)義太夫すべての価値を落とす所以なるを想へばなり」⁽⁸¹⁾には、義太夫全体の価値を低下させるという理由をあげて第四種に属する作品を強く排斥する、という県教育会の考えが明確に表れている。このことから、県教育会は猥褻なものに異様にこだわっているように思われる。

以上のように、県教育会は、第一種を社会教育の教材として有益であるとしている。そして、第二種は一部軟弱な語句を含んでいるものの、社会教育の教材として多少役に立つとしている。第三種は、第二種よりも一層軟

弱・卑猥な語句が増加しており、社会教育の教材としてあまり適していないとみている。第四種にいたっては、教材として取り上げるべきではないとしている。したがって、県教育会は「忠」や「孝」の盛られたものを高く評価し、たとえ音楽的価値があっても猥褻なものは評価していないといえよう。

(3) 三種類の『義太夫調査書』の中にみられる出版の意図の推移

4月版 a と7月版における第三種の判断基準の記述は、以下のようになっている⁽⁸²⁾。

4月版 第三種

社会教育の資料としては多少の缺点を含み、裨益する所少しと雖も、思慮ある者をして聴かしめば敢て弊害なかるべしと認めたるもの。(p.8)

7月版 第三種

社会教育の資料としては多少の缺点を含み、裨益する所少しと雖も、思慮ある者をして聴かしめば敢て弊害なかるべきも思慮なき者をして聴かしむれば有害の虞ありと認めたるもの。(p.8)

4月版と7月版では、ともに第三種には社会教育の資料として多少の欠点があると述べられている。しかし、4月版には、鑑賞者が思慮深い場合には第三種の作品は社会教育上弊害がないということであり、この版では思慮に欠ける場合には有害の虞があるということは記述されていない。これは、当然、鑑賞者が思慮がない場合には有害であるということが読み手に理解されることから、あえて県教育会が記述しなかったと考えられる。しかし、7月版では鑑賞者が思慮に欠ける場合には有害の虞があると明記している。このことから、7月版には県教育会の明確な思想、つまり第三種の作品を排斥すべきであるという県教育会の考えが強調されていると思われる。

また、4月版 a には、調査書に関わった人について、その委員名と所属だけが記述されているが⁽⁸³⁾、4月版 b と7月版では総裁や副会長、会長名が付け加えられている⁽⁸⁴⁾。これは、調査書の販売を意識して総裁名等を記載したのであると思われる。

その他にも、7月版の調査の旨趣の本文5行目には、4月版にはみられなかった「社会教育改良調査委員会を設置し其の第一着手として」⁽⁸⁵⁾、との記載がある。さらに、末文には、4月版 b と7月版には「大正元年十二月徳島縣教育會」⁽⁸⁶⁾との記載がある。これらも、先に述べたように、販売を意識して7月版を作成したことの表れであると思われる。加えて、調査の経緯について、4月版 a

には「本調査は、明治四十四年二月に着手し、本年十二月を以て終わる」⁽⁸⁷⁾という記述があるが、4月版bと7月版では、「本調査は、渡邊本會総裁の創意に出でその熱心なる主張に基づき本會の事業として之を実現せんとし明治四十三年一月以降幾度か役員協議を重ね議漸く熟し同年十一月調査委員を属託し（中略）本年十二月を以て終わる」⁽⁸⁸⁾、とかなり詳細な記述になっている。ということなどから、4月版と7月版とでは県教育会の意図が変わっていると捉えられるのではなからうか。

そこで、4月版と7月版との第一種から第三種の作品における筋書と所見を比較すると、両者の筋書は全く同じであるが、所見には多少記述の違いがみられる。以下、そのことについて述べていきたい。

第一種の作品《一谷嫩軍記》〈熊谷陣屋の段〉では、次のようになっている⁽⁸⁹⁾。

4月版 a

「敵と目指すは安徳天皇」を「平家の一門」と改め又「私がお館」の下でをよりに替え直ちに「懐胎ながら東へ下り」に続けて語るものなり。(p.42)

7月版

「敵と目指すは安徳天皇それに従ふ平家の一門」とある前半を削り直ちに「平家の一門」に続け又「私がお館」の下でをよりに替え直ちに「懐胎ながら東へ下り」に続けて語るものなり。(p.42)

4月版 a には「安徳天皇」を「平家一門」と改めるということが述べられており、一方、7月版では「敵と目指すは安徳天皇」という言葉を削るようにすることが述べられている。つまり、4月版 a には言葉を換えることを、7月版では削除することを意味している。要するに、両版において県教育会は原文の詞文を変えて太夫に語らせようとしており、言い換えるならば、改削することを県教育会が要望しているのである⁽⁹¹⁾。とはいえ、二つの版では、天皇に対して「敵」という言葉を太夫が語らないようにさせており、明治から大正にかけての思想がここに表れているように思われる。

また、《三日太平記》〈松下住家の段〉において、4月版 a には「表して切なり」⁽⁹⁰⁾という記述がされており、7月版では「表れて切なるものあり」⁽⁹¹⁾となっている。さらに7月版では「願うて」⁽⁹²⁾が「願うて」⁽⁹³⁾となっている。したがって、7月版には訂正をしていることが認められる。

《奥州安達原》〈宗任物語の段〉において、4月版 a には「聴く者をして寸鉄断腸の想あらしむ」⁽⁹⁴⁾という記述がされており、7月版では「聴く者をして寸鉄断腸の想あらしむ。箴誠といふべし」⁽⁹⁵⁾となっている。ここには、

7月版には、「箴誠といふべし」という語が加筆されていることが認められる。

また、第二種の作品では、《關取二代鑑》〈秋津島内の段〉において、4月版 a には「不正の金子を以て傾城の身請けに費やす様欠点の存することを」⁽⁹⁶⁾という記述であるが、7月版では「不正の金子を以て傾城の身請けに費やすはよからず」⁽⁹⁷⁾となっている。このように、4月版 a にはこの作品には欠点があるということが述べられており、7月版では不正の金で身請けするのは悪行為であるということが述べられている。

7月版は、修正や加筆がされており、さらに、改削に関する県教育会の思想が4月版よりも明確に表れている。つまり、7月版は県教育会の思想が強調されていると捉えられる。このことから、彼らの主張をこの調査書を通して広めたいという思いがあるように思われる。

以上、三つの調査書は個々の作品の筋書や所見という内容はいずれも同じであるが、これら三つの調査書は、異なった意図や目的に基づいて出版されたことが確認された。そこで次に、7月版の「附録」の内容をみていくことにより、この調査書を発行した県教育会の考えをさらに詳細に吟味していく。

(4) 7月版の「附録」の中にみられる徳島県教育会の思想

先に述べたように、大正2年4月30日、徳島公園内千秋閣における徳島県教育会臨時総会で、県教育会総裁の渡邊勝三郎が『義太夫調査書』について演説した内容が7月版だけに掲載されている。ここには、義太夫そのものの品位を高め、社会的娯楽として、義太夫を社会教育に有効に機能するものにするという県教育会の意図が明らかにされている。内容は七つの項目から構成されており、以下のようなものである⁽⁹⁸⁾。

第一の項目「民風振興ト社会教育」では、国や地域社会と教育との関係に関して、以下のように述べている⁽⁹⁹⁾。

一國ノ文化ヲ進メ國運ノ隆昌ヲ夾スニモ又地方ノ進歩發展ヲ図ルニモ第一ニ必要ナルハ人也人心整ヒ民風振興セハ地方自治ノ政挙リ殖産興業ハ自ラ振ヒ國運ノ隆昌ハ招カスシテ来ルベシ(p.1)

つまり、国や地域を豊かにし、望ましい方向に発展させていくためには、教育によって人や人の心を整え、民衆に望ましい風習を振興い興こさせることが必要であることを明らかにしている。したがって、その具体的な方策として、以下のような留意事項が提案されている。

故ニ治國ノ要ハ國民ノ智徳ヲ涵養シ品性ヲ向上シ民風ヲ振興スルヨリ急ナルハナシ(p.1)

このように、国を正しく治めるためには、国民の知性や道徳性を育ませ、品性を向上させ、望ましい風習を育てていくことが急務であると主張されている。

第二の項目「社会教育ト娯楽」では、娯楽の意義に関して、以下のように述べている⁽¹⁰⁰⁾。

娯楽ハ社会教育上重要ナル勢力ヲ有スル (p.6)

つまり、娯楽は社会教育との関わりが深く、社会教育上大きな影響力を持っていることを明らかにしている。したがって、先に述べたような望ましい風習を育てるために工夫された対策として、以下のような留意事項が述べられている。

我國民ノ品性ヲ向上シ民風ヲ振作セントセハ娯楽ノ取捨選択ヲ嚴ニシ其改良進歩ヲ図ルハ今日ノ社会教育上一大急務ナルヲ思ハスニアラス(p.7)

このように、国民の品性を向上させ、望ましい風習を育てていくためには、娯楽の選択を厳密に行い、よい娯楽を選び、望ましくない娯楽の欠点を改めていくことが今の社会教育における重要な急務であると主張されている。

また、次に示すように県教育会は、社会教育上娯楽が重要であるにもかかわらず、文部省[現文部科学省]が社会教育の観点から調査をしているものは新しい娯楽ばかりであり、古くからある娯楽の調査をしていないのは残念なことであると捉えていた。

サレト其ノ調査セルモノハ専ラ新シキ娯楽ニ属シ舊來ヨリ廣ク民間ニ行ハル、固有ノ娯楽ニ就キテハ未ダ何等ノ調査ニ着手シタルヲ聞カサルハ甚タ遺憾トスル所ナリ(p.7)

このような考えに基づいて、県教育会は義太夫に注目したのであるということが明らかにされている。

第三の項目「義太夫ノ普遍的勢力」では、義太夫の影響に関して、次のように述べている⁽¹⁰¹⁾。

多年全国各地ニ行ハレ殊ニ本縣ニ於テハ最モ廣ク行ハレ且深キ趣味ヲ以テ迎ヘラレタル義太夫カ國家ノ風教殊ニ本縣民心ニ深甚ナル感化ヲ及ホスベキハ疑ナキコトトス(pp.7-8)

つまり、長年全国各地において、特に徳島県において最も広く行われ、そのうえ深い興味を持って民衆から受け入れられてきたので、義太夫が国の風習に、特に徳島県人の心に非常に深い影響を与える可能性があるという

ことを明らかにしている。

第四の項目「義太夫ノ価値」では、義太夫の教育的価値に関して、以下のように述べている⁽¹⁰²⁾。

今日流行セル義太夫中ニハ淫靡猥褻ニシテ青春男女ノ情焰ヲ煽動シ墮落ノ動機ヲ與ヘ或ハ陋劣ノ行為ヲ挑発シ甚シキハ大儀名分ヲ誤ルノ虞アル者アリ(p.9)

つまり、当時、世間に広がっていた義太夫の中には、みだらなものがあり、このような望ましくない義太夫は若い男女の欲情をあおりたて、下品な行いを誘発し、人としての道をふみはずす危険性があるということを明らかにしている。そして、優れた義太夫に関して、次のような見解が述べられた。

義太夫ノ善良ナルモノハ忠孝信義節操廉恥等國民道徳ノ眞髓ヲ最モ平易適切ニ説明シ而モ其ノ表情極メテ俚耳ニ入り易ク眼ニ一丁字ナキ走卒ヲモ感動セシメ懦夫ヲモ奮起セシムルニ足ルモノアリ(p.9)

このように、優れた義太夫は、忠孝信義節操廉恥等の徳目が盛られていて、多くの人に深い感動を与え、気力を充実させることができると主張されている。

第五の項目「調査ノ内容」では、義太夫の判断基準に関して、以下のように述べている⁽¹⁰³⁾。

義太夫ノ短ヲ除キ長ヲ存シテ國民ノ嗜好ニ適シタル高潔ナ娯楽トシ(p.11)

つまり、義太夫の短所を除き、長所を残して国民の好みに合っている高尚潔白な娯楽となるようにするということを明らかにしている。したがって、ここで高潔な娯楽の判断基準として、以下のような観点が述べられている。

第一種ハ社會教育上有益無害ニシテ公會席上ニ之ヲ演ジ老壯男女ニ之ヲ聴カシムルモ豪モ弊害ナシ之ヲ推奨セントス其第二種ニ屬スルモノ亦累々第一種ニ准シ得ヘキモノトス第三種第四種共ニ青年子女及公衆ノ前ニ語ル可カラサルモノトシテ排斥セントス

(pp.10-11)

ここで推奨されている第一種、第二種は先の第四項で明らかにされた「忠孝信義節操廉恥等」を規範とする内容に相当し、第三種、第四種は、同じく先の第四の項目で明らかにされた「淫靡猥褻ニシテ青春男女ノ情焰ヲ煽動」するようなものに相当していることが確認される。このような社会教育的な価値判断に基づいて、義太夫が

高潔な娯楽になるようにするために、第一種と第二種を推奨して民衆の前で語り、第三種と第四種を排斥するということが明らかにされた。さらに、作品の詞文について、次のように改削をすることが要請された。

詞家又ハ語手ニヨリテ適当ニ改削ヲ加ヘンコトヲ希望ス(pp.11-12)

このように、脚本家や語り手に、作品中の忌まわしい詞文を削って改めて教育的に望ましいものにすることを期待している。

第六の項目「旨趣ノ実行」では、県教育会の目的の貫徹に関して、以下のように述べている⁽¹⁰⁴⁾。

故一朝ニシテ多年ノ舊慣ヲ打破シテ本會ノ目的ヲ貫徹スルハ難事タルヘシト雖モ已ニ徳島市ニ起レル倶楽間會ノ如キハ有力ナル斯道有職者ノ團體ニシテ本會ノ旨趣ヲ賛成シテ起ラルモノ将来縣下各地ニ同種ノ團體起リ本會ト協力シテ改良ヲ圖ルヲ得ハ其目的ヲ達スルコト難カラサルヲ信ス(p.12)

つまり、わずかな間に長年の古い習慣を捨てて、こうした県教育会の目的を成し遂げることは難しいけれども、すでに徳島市につくられた倶楽間會のように、義太夫の見識が高く、県教育会の考えに同意する団体が各地に創設されると、県教育会の目的を達成できると主張されている。

第七の項目「本會ノ所期」では、義太夫の持つ社会的機能に関して、以下のように述べている⁽¹⁰⁵⁾。

義太夫其モノ、品位ヲ高メ社会的娯楽トシテ歓迎セラレ、ニ至ラハ社会教育ノ一機関トシテ長ク其地位ヲ確保スルヲ得ン(p.12)

つまり、義太夫そのものの品位が高まり社会的な娯楽となると、義太夫が社会的な機能を持つものと存在するということが明らかにされている。そして、県教育会の願望として、以下のようなことが述べられている。

単ニ之ヲ本縣ニ止メス漸ク全国ニ及ホシ更ニ獨リ義太夫ノミナラス娯楽遊戯ト社会教育トノ關係ニ付キ世人ノ注意ヲ喚起シ我國現今ノ混乱セル娯楽遊戯ノ改良刷新ヲ圖ルノ先駆タルヲ得ハ獨リ本會ノ光榮タルノミナラス實ニ国家ノ慶事ナルヘシト信ズ(p.12)

このように、こうした県教育会の理念や改良の方法を徳島県だけに留めないで全国へ広め、また義太夫だけでなく他の娯楽や遊戯と社会教育との関係について世間の

注意を呼び起こし、当時の入り乱れていた娯楽や遊戯^(註26)を改良していくことが主張されている。

以上、7月版の「附録」の部分では、県教育会の理念、つまり、義太夫そのものの品位を高め社会的な娯楽として存在しうるようにすること、およびどのように義太夫を改良するかという具体的な方法などが4月版よりも明確に述べられている。つまり、7月版は、こうした県教育会の思想を一地方の徳島から全国にむけて発信し、当時乱れていた娯楽の改良の先駆者となることを明らかにしていると捉えられる^(註27)。したがって、これらは「付録」として記載されているものであるが、県教育会の思想や理念、および改良方法などの要旨が調査書の最後の部分において、的確に述べられていることから「結論」であるという方が適切であるといえよう。

おわりに

本論文では、『義太夫調査書』が作成された当時の徳島県の社会背景に着目して、義太夫を民衆の社会教育の一教材として捉えようとしていた県教育会の思想を探った。その結果として、『義太夫調査書』は、義太夫が社会教育に有効に機能するものとして、その地位を長期にわたって保持させようとする県教育会の意図に基づいて作成されたことが明らかになった。三種類の『義太夫調査書』には、こうした県教育会の理念や思想、義太夫の改良方法などが盛られており、4月版 a は徳島県内に、4月版 b は県教育会臨時総会の資料として、さらに、7月版は全国に向けて、県教育会の思想を発信しているといえるものであった。

具体的な改良方法では、第一種と第二種を推奨して第三種と第四種を排斥し、さらに作品中の忌まわしい詞文を改削することによって、義太夫そのものの品位を高め、社会的娯楽にするという県教育会の思想が明らかになった。また、こうした県教育会の理念や思想、義太夫の改良方法を徳島だけに留めないで、全国に広め、義太夫だけではなく他の娯楽や遊戯と社会教育との関係について世間の注意を呼び起こし、当時の入り乱れていた娯楽や遊戯を改良するという意図がこれらの調査書には込められていた。

以上のように、徳島県教育会は、これら三種類の『義太夫調査書』の発行を通して、国の社会教育に関して一つの改善の施策を提言をしていた。つまり、教育に関与する組織が、一般民衆の生活感情に密接に関わっていた当時の義太夫の存在に着目し、ここにみられる望ましい感情の規範を明らかにしながら、内容の精選を試みたということである。このように、当時の社会の趨勢や時代の要請に基づいて民衆との関わりが深い地域の音楽文化の教育的価値を吟味した歴史的な事実、地域文化を教材として意味づけようとする視点の捉え方や具体的な施

策を工夫していく上で現在に示唆を投げかけているという
ことで意義がある。

－注－

1. 本稿では、義太夫は義太夫節の略称として用いている。義太夫は、浄瑠璃の一流派であるが、一般的に、上方や徳島県では浄瑠璃といえば義太夫節のことを指すほど当時は盛行していた。このことは、『義太夫調査書』の「附録」において、「浄瑠璃ハ義太夫ト同意義ニ解セラル」(p.8)との記載から明らかになる。そこで、本稿では、義太夫と浄瑠璃とを同義語として用いる。さらに、義太夫と人形とが結びついたものを人形浄瑠璃、あるいは単に人形芝居と記述している。平野健次他監修『日本音楽大事典』平凡社、p.39、1992参照
2. 「徳島縣教育會」は、徳島県郡市教育会員によって組織されている。本会の目的は、「教育の普及上進を図る」ことである。明治37年(1904)7月10日からこの名称を用いている。本会の前身は明治20年(1887)2月2日に発足した「大日本教育會徳島支會」で、その当時には大日本教育會に属していた。その後、明治21年(1888)4月14日に「大日本教育會阿波國部會」と称し、明治23年(1890)5月5日に大日本教育會から分立して「阿波國教育會」となる。さらに、明治34年(1901)11月23日に会の名称を「阿波教育会」と改め、明治37年(1904)7月10日から「徳島縣教育會」となる。なお、本会は昭和21年(1946)に「社団法人徳島県教育会」となって現在に至る。『阿波國教育會雑誌』第84号「徳島縣教育會の沿革」明治37年2月15日発行版、および徳島縣教育會編『徳島縣教育沿革史4』p.1309、1920、および吉見哲夫編集「徳島県教育会百年史年表」『徳島県教育会百年誌』pp.603-649、1988参照
3. 本稿で取り上げた三種類の『義太夫調査書』は、徳島県立図書館に所蔵されている。7月版は徳島県立博物館に所蔵されている。
4. 先に述べたように、勝岡氏は、日本音楽教育学会の第40回大会(於広島大学)で、「義太夫節の教育的意義についての歴史的研究～『義太夫調査書』の調査から～」という題目で口頭発表をしている。配付資料には、「1.はじめに、2.『義太夫節』の成立経過、3.『義太夫調査書』の教育的価値の判断基準、4.『義太夫調査書』に対する賛否両論、5.『義太夫調査書』の与えた影響、6.おわりに」と記されている。なお、配付資料に「6.おわりに」の内容が記されていないことによって、氏が教育的意義についてどのように述べたか不詳である。筆者はこの会に不参加である為、入手した配付資料と『日本音楽教育学会第40回大会プログラム』p.100、2009を基にして述べている。
5. 初代天狗久の注文帳から、明治20年頃には、徳島市に4座、名西郡7座、板野郡3座、勝浦郡10座、那賀郡22座、海部郡2座、麻植郡1座、阿波郡7座、三好郡14座、美馬郡4座、合計74座あることが確認される。一般的に徳島では明治20年頃が人形浄瑠璃の最盛期であるとされている。徳島県郷土文化会館民俗文化財集編集委員会編『阿波の人形芝居』p.61、1982
6. 管見によると、明治44年には、義太夫の興行が97、浮かれ節(浪花節)の興行が101、大正2年には、義太夫の興行が51、浪花節の興行が286であった。このことから、民衆の娯楽が浪花節へと傾斜しつつあると捉えられる。徳島県編『徳島県統計書』p.31、1913、同上書p.29、1915
7. 『徳島縣教育會五十年史』において、同じ内容のことながら述べられている。徳島縣教育會編『徳島縣教育會五十年史』p.33、1937参照
8. 「矯風事項並實施方法の調査」に関して、徳島縣教育會編『徳島縣教育會五十年史』pp.32-42、1937、吉見哲夫編『徳島県教育会百年誌』pp.38-42、1988、さらに勝岡氏(2009)の口頭発表資料(p.2)でも述べられている。
9. 通俗教育調査として、京都府では、「(1)忠臣、孝子、節婦、義僕、其他口碑、伝説等謂史跡に関する事項(2)風俗習慣に関する調査及之か改善上事項(3)郷土に関する調査殊に都市村町の現勢に関する事項(4)国民道徳及び産業の振興に関する事項(5)立憲思想及国民性陶冶の研究調査(6)青年読本の編纂及青年読物に関する調査(7)健全なる娯楽機関の施設に関する研究」が行われている。文部省普通学務局編『地方通俗教育施設状況』p.42、1916東京市では、娯楽に関する調査として、「寄席、活動写真、演劇、遊芸、玉突、揚弓、射的、琵琶、謡曲、待合と芸子家」、教化に関する調査として、「学校、教会堂、神道、佛教其他の会堂、図書館、修養に関する集団」が行われている。同上書pp.17-19
10. 文部省普通学務局発行の『地方通俗教育施設状況』の徳島県の頁には、「甲.通俗教育に関し調査したる事項 一. 徳島縣教育會に於て義太夫に関し調査する所ありたり 二. 名西郡教育會において地方青年の弊に対する矯正法に関し調査せるもの左の如し イ. 青年をして時々講演会を開催せしめ勤儉力行の必要を鼓吹せしむること ロ. 地方により絹布を用ひざる等の規約を設けしむること(中略)」や「七演劇、寄席、興行に係る活動写真、語り物等につき其の改良並に取締に関する事項」と記されている。同上書p.467、p.470
11. ここでの上・中・下・不良は、『義太夫調査書』における第一種、第二種、第三種、第四種に相当している。なお、4種に区別したことについて、吉見哲夫編

- 『徳島県教育会百年誌』p.73, 1988, および徳島県教育会編『徳島県教育沿革史4』p.1315, 1920にも紹介されている。なお、勝岡氏(2009)は教育的価値を「勸善懲惡、仁義(後略)」というプラス面と「軟弱、猥褻(後略)」というマイナス面で捉えている。前掲書pp.2-3
12. このことは、徳島県立図書館に所蔵されている4月1日発行の『義太夫調査書』の奥付に記されている。なお、本書には「西村如月」という元所有者名と、「徳島縣美馬郡口山村大字西口山村十七番屋敷」という住所が毛筆で書かれている。本論文で4月版aと記しているのはこの調査書のことを指している。
13. 大正2年7月22日に刊行された『義太夫調査書』において、「一. 大正二年四月三十日徳島公園内千秋閣に於て本調査に関する披露会を開き渡邊本會総裁は本調査の旨趣に就き演説する所ありたり」と記されている。徳島県教育会編『義太夫調査書』p.10, 1913.7 さらに、臨時総会の式次第として、「一. 義太夫調査ノ趣旨渡邊勝三郎 二. 徳島縣人ニ告グ陸軍大将上田有澤 三. 義太夫觀西川漸 四. 通俗講演(活動写真利用)鹿島清治 五. 義太夫実演二席 六. 欧米視察ノ所感文部視学官服部教一」と記されている。徳島県教育會編『徳島県教育會五十年史』p.23, 1937
14. この版は徳島県立図書館に所蔵されている。書籍番号は「27311」「T768トク2」である。本論文で4月版bと記しているのは、この版のことを指している。
15. 「徳島県教育会百年史年表」における大正2年の項には、「臨時総集会を開き義太夫調査の結果を発表す(4月)、本會誌臨時増刊号を発行し義太夫調査の趣旨を公表す(6月)、『義太夫調査書』を刊行す(7月)」という記載がある。吉見哲夫編『徳島県教育会百年誌』p.605, 1988, さらに、『阿波の人形芝居』において、「徳島県教育会は大正二年(1913)四月一日、『義太夫調査書』という書物を発行している」という記述がある。徳島県郷土文化会館民俗文化財編集委員会編『阿波の人形芝居』p.83, 1982, その他にも徳島県史編纂委員会編『徳島県史料年表』p.293, 1962や阿波人形浄瑠璃振興会編『阿波人形浄瑠璃』p.84, 2005にも、三種類の義太夫調査書の発行に関することが記述されている。
16. 「徳島県教育會に於いては(中略)義太夫調査書を廣く有志者に配布し(後略)」(下線は筆者が付した。以下同じ)と記されている。文部省普通学務局編『地方通俗教育施設状況』p.470, 1916
17. 義太夫調査書の影響として、「爾来本縣において之を演出する場合には、對者よりて外題の選択に考慮を払い、又用語中我が国体の尊嚴を害し或いは淫靡猥褻なる語句は之を省略して語る等多大の注意を喚起し得て所期の成果を収めた」と記されている。徳島県教育會『徳島県教育會五十年史』p.99, 1937
- 「大正2年(1913)に刊行された『義太夫調査書』は県下に反響をよび、毎年県内各都市で行われる通俗講話と相まって、社会教育の普及に大きい役割を果たし、青年団・処女会をはじめ婦人会の活動を促し(後略)」と記されている。吉見哲夫編『徳島県教育会百年誌』p.94, 1988
- さらに当時、徳島で太夫として活躍していた豊竹綱恵が高田に述べた言葉、「警察が『一種の忠君愛国ものをヤレ』といちいちうるさく言い出した。調査書をめくっては、『三種の心中ものやからあかん』と外題を変えたり、映倫カット的なきわどい箇所をとばして語ったり苦勞をした。だから『忠臣蔵ばかりやる時期が当分続いた』」があげられる。高田保二『阿波人形浄瑠璃散步』徳島県教育会出版部p.65, 1964
18. この調査書の「凡例」において、「第一種及び第二種については筋書の概要、及び社会教育上注意すべき事項を(後略)」と記述されているが、本稿では記述されている内容から判断して、「筋書」と「所見」とした。前掲書p.8
19. 判断基準について、7月版の「第五調査ノ内容」では「第一種社會教育上佳良ナリト認ムルモノ(後略)」(pp.10-11), との記載がある。なお、『県教育会百年誌』p.73の記述は上記のものである。さらに勝岡氏(2009)の資料(pp.2-3)においても同様の記述である。
20. 《傾城阿波の鳴門》〈順礼歌の段〉は、江戸時代に徳島に実在していた板東十郎兵衛がモデルになったといわれており、徳島にゆかりのある外題である。近松半二・八民平七・寺田兵藏・竹田文吉・竹本三郎兵衛の合作で、明和5年(1768)6月1日に大坂竹本座で初演されている。坂口弘之『近松半二浄瑠璃集二』図書館刊行会p.483, 1996. なお、現今、徳島県立阿波十郎兵衛屋敷ではこの外題が毎日11時と14時に2公演されている。さらに、徳島市の犬飼農村舞台や県南地方の那賀郡の坂州農村舞台、徳島城公園での小屋掛、阿波人形浄瑠璃芝居フェスティバル等における公演では毎回必ず上演されている。なお、管見によると、平成20年(2008)のプログラムを調べた結果、この年には509公演があり、そのうち、《傾城阿波の鳴門》〈順礼歌の段〉が徳島県立阿波十郎兵衛屋敷で490、農村舞台公演で3、小屋掛公演で2、特別公演で10、合計505であった。
21. 時代物とは「世界を織豊期以前の時代に採り、またはお家騒動のような江戸時代の高級武家社会に起こる事件を素材とする戯曲」で、世話物とは「江戸時代の町人や下級武士が実際にひきおこした事件や、それに準ずる逸話を素材とする戯曲」のことを指している。松崎仁「義太夫における時代と世話」『歌舞伎・浄瑠璃ことば』八木書店, p.214, 1994

22. 第一種において、「忠孝」の徳目が盛られている作品として、太平記忠臣講釈の喜内住家の段、菅原伝授手習鑑の松王屋敷の段などの11作品、「忠」に関する徳目が盛られている作品として、源平布引滝の実盛の段、東山殿幼稚物語の宗全館の段等の16作品があげられる。「孝」に関する作品として、本朝廿四孝の景勝下駄の段、彦山権現誓助剣の六助住家の段等の5作品があげられる。したがって、合計32作品が忠や孝の徳目が盛られていると捉えられる。
23. 第一種の所見において、「忠」に関する徳目として、忠義・忠烈・忠・忠勇・誠忠・忠孝・忠君愛国等があげられている。「孝」に関する徳目として、孝養・孝心・孝道・忠孝等があげられている。
24. 第三種には39作品が取り上げられている。この39作品中に「軟弱」・「卑猥」という記述が36作品に及んでいることから、第三種には軟弱・卑猥なものが多いと捉えられる。
25. 7月版の「附録」の「第五調査ノ内容」(p.11)において、改削に関して、《絵本太功記》〈尼ヶ崎〉や日吉丸稚桜三段目等の外題が取り上げられている。
26. 当時興行に際して、監督席を設けたり、警察に芝居の脚本を提出しなければならなかったということが述べられている。さらに、「人形座の地方巡業中、地元の警察が監督していて巡査席が一人か二人分用意であった。(中略)この巡査はわいせつな場面、たとえば『桂川連理の棚』や『恋娘昔八丈』などの演技中に注意をしたりする役目であった」と、いう記述がみられる。新見寛次『淡路の人形芝居』角川書店pp.165-166 1972。また、日露戦争後の徳島の状況について、初代天狗久は「日露の新作物で、火薬をつかうて芝居をしていましたのが、その火薬を合わせそこなうて火事になったのでござります。(中略)人形芝居は押されてしまくて、見る影もないようになりましたな」と、述べている。ここから民衆に受けるように派手な演出をしていたということが確認される。宇野千代『人形師天狗屋久吉』文體社 p.53 1943
- さらに、明治末期に徳島で興行されていたものとして、「演劇・相撲・軍談・操人形・浄瑠璃・浮かれ節(浪曲：浪花節)・活動写真・落語・喜劇・足芸・軽業・剣舞・手品・講談」等の様々なものがあげられる。徳島県編『徳島県統計書』明治44年度版～大正14年度版
27. 大正3年(1914)1月1日発行の『徳島縣教育會雜誌』第166号には、「義太夫調査につき東京諸大家訪問録」(pp.98-101)が掲載されている。これは、義太夫調査委員である渡邊千次郎が東京に行き、文部省〔現文部科学省〕普通学務局の田所局長や音楽学校長の湯原元一、田中正平博士、坪内雄蔵博士、森鷗外や幸田露伴から『義太夫調査書』に関する意見を聞いて、その内

容を紹介したものである。その一例として、田中の言葉「通俗教育上の三大事業は義太夫の改良、俗曲の改良、演劇の改良なり。(中略) 貴縣の義太夫調査事業には感心である」があげられる。前掲書p.99

－文献－

- (1)徳島県郷土文化会館民俗文化財編集委員会編『阿波の人形芝居』pp.83-95, 1982
- (2)園田学園女子大学近松研究所編『吉永孝雄の私説昭和の文楽』和泉書院, pp.113-114, 1995
- (3)大和武生「義太夫調査書」『阿波人形浄瑠璃物語』徳島新聞社朝刊掲載2003.3.31,
(<http://www.topics.or.jp/print.html/2010/03/03>)
- (4)勝岡ゆかり「義太夫節の教育的意義についての歴史的研究～『義太夫調査書』の調査から～」『日本音楽教育学会第40回大会プログラム』(要旨集) p.100, 2009
- (5)大和武生『阿波・近世文学の諸相』徳島出版, pp.18-19, 1997
- (6)宇野千代『人形師天狗屋久吉』文體社, p.51, 1943
- (7)久米惣七『人形師天狗屋久吉談』創思社, p.15, 1979
- (8)神河庚蔵編『阿波國最近文明史料』(復刻版) 臨川書房p.753, 1973 (初版1915)
- (9)徳島縣教育會編『徳島郷土史』p.175, 1918
- (10)徳島縣教育會編『徳島縣教育會雜誌』第112号, p.0 1908
- (11)同上書p.0
- (12)同上書pp.0-7
- (13)同上書p.0
- (14)同上書p.2
- (15)文部省普通学務局編『地方通俗教育施設状況』p.467, 1916
- (16)徳島縣教育會編『義太夫調査書』p.9, 1913.4.1
- (17)同上書p.9
- (18)徳島縣教育會編『徳島縣教育會五十年史』p.43, 1937
- (19)同上書p.43
- (20)徳島縣教育會編『義太夫調査書』p.10, 1913.7.22
- (21)徳島縣教育會編『義太夫調査書』p.10, 1913.4.30
- (22)同上書pp.1-23
- (23)前掲書20)奥付
- (24)同上書 奥付
- (25)前掲書16)20) 21)の奥付
- (26)前掲書18)p.316
- (27)前掲書15)p.470
- (28)徳島縣教育會編『徳島縣教育沿革史』p.470, 1916
- (29)徳島縣教育會編『徳島縣教育會雜誌臨時増刊号(一名義太夫号)』pp.11-99, 1920

- (30)徳島縣教育會編『義太夫調査書』pp.1-147, 1913.4.1
(4月版 a)
- (31)徳島縣教育會編『義太夫調査書』pp.1-23, 1913.4.30
(4月版 b)
- (32)徳島縣教育會編『義太夫調査書』pp.1-184, 1913.7.22
(7月版)
- (33)前掲書30)pp.1-147 (4月版 a)
- (34)前掲書31)pp.1-23 (4月版 b)
- (35)前掲書32)pp.1-147 (7月版)
- (36)同上書 pp.1-147
- (37)同上書 pp.1-147
- (38)同上書 pp.1-147
- (39)徳島縣教育會編『徳島縣教育會雑誌』第168号
pp.98-99, 1914
- (40)前掲書 30)pp.1-147・32)pp.1-147
- (41)同上書 p.1
- (42)同上書 p.3
- (43)同上書 p.7
- (44)同上書 p.8
- (45)同上書 p.8
- (46)同上書 p.8
- (47)同上書 pp.11-25
- (48)同上書 pp.11-14
- (49)同上書 p.14
- (50)同上書 pp.15-16
- (51)同上書 p.15
- (52)同上書 pp.17-21
- (53)同上書 pp.23-25
- (54)同上書 pp.1-68
- (55)同上書 p.12
- (56)同上書 p.42
- (57)同上書 p.26
- (58)同上書 p.3
- (59)同上書 p.6
- (60)同上書 p.17
- (61)同上書 p.68
- (62)前掲書30) pp.69-133, 前掲書32) pp.69-133
- (63)同上書 p.83
- (64)同上書 p.84
- (65)同上書 p.113
- (66)同上書 p.81
- (67)同上書 p.109
- (68)同上書 p.120
- (69)同上書 p.73
- (70)同上書 p.98
- (71)同上書 p.106
- (72)同上書 p.185
- (73)同上書 p.33
- (74)同上書 pp.135-146
- (75)同上書 p.138
- (76)同上書 p.145
- (77)同上書 p.136
- (78)同上書 p.140
- (79)同上書 p.147
- (80)同上書 p.147
- (81)同上書 p.147
- (82)同上書 p.8
- (83)同上書 p.9
- (84)同上書 p.9
- (85)同上書 p.1
- (86)同上書 p.6
- (87)同上書 p.7
- (88)同上書 p.7
- (89)同上書 p.42
- (90)同上書 p.30
- (91)同上書 p.30
- (92)同上書 p.30
- (93)同上書 p.30
- (94)同上書 p.47
- (95)同上書 p.48
- (96)同上書 p.104
- (97)同上書 p.104
- (98)同上書 pp.1-12[附録]
- (99)同上書 pp.1-4
- (100)同上書 pp.4-7
- (101)同上書 pp.7-8
- (102)同上書 pp.8-10
- (103)同上書 pp.10-12
- (104)同上書 p.12
- (105)同上書 p.12

[附記]

本論文では、『義太夫調査書』における漢字はできるだけ原文の通りの旧漢字を用いるようにした。しかし、一部特殊な漢字は印字できないので現代使われている漢字に置き換えている。また、『義太夫調査書』におけるルビは省略して記している。なお、論文中一部の外題には読みやすくするためにルビを付している。